

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並び器具及び備品一定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金 一 支給対象期間による要支給額

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ・本部拠点区分
 - ・群馬県整肢療護園拠点
 - 医療型障害児入所施設
 - 医療型障害児入所施設・療養介護
 - 相談支援センターアドネット
 - 受託事業
 - 短期入所
 - ・群馬県整肢療護園発達支援センター拠点区分
 - 児童発達支援センター
 - 児童発達支援・放課後等デイ
 - 生活介護
 - ・愛育乳児園拠点区分
 - ・大地拠点区分
 - 施設入所支援
 - 生活介護
 - 短期入所
 - ・通所生活介護事業所ライフサポートのどか拠点区分
 - ・共同生活援助グループホームつばさ拠点区分
 - ・ひかりの里拠点区分
 - 特別養護老人ホーム
 - 老人デイサービス
 - ・群馬県整肢療護園院内託児所拠点
 - ・介護福祉士奨学給付拠点

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	385,393,507	0	0	385,393,507
建物	2,537,324,604	2,160,000	152,492,000	2,386,992,604
合計	2,922,718,111	2,160,000	152,492,000	2,772,386,111

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

(療護園) No1452 キャンジベット除却 1円

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物	高崎市足門町字唐沢146-1他	228,041,353円
建物	高崎市足門町字唐沢146-1他	878,986,102円
建物	高崎市足門町字春名原285-5	181,596,949円
建物	渋川市2216-1	490,034,673円
土地	渋川市裏宿2207-1他	175,577,800円

計 1,954,236,877円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

(独) 福祉医療機構	493,732,000円
(株) 東和銀行	94,826,000円

計 588,558,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	4,383,686,350	1,996,693,746	2,386,992,604
小計	4,383,686,350	1,996,693,746	2,386,992,604
その他の固定資産			
建物	9,124,853	5,026,386	4,098,467
構築物	169,475,956	111,268,731	58,207,225
車輛運搬具	59,889,369	54,489,822	5,399,547
器具及び備品	429,517,747	359,768,633	69,749,114
有形リース資産	54,306,619	35,771,070	18,535,549
小計	722,314,544	566,324,642	155,989,902
合計	5,106,000,894	2,563,018,388	2,542,982,506

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	363,458,939	0	363,458,939
未収補助金	27,900,422	0	27,900,422
合計	391,359,361	0	391,359,361

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－ 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
 - ・賞与引当金－ 支給対象期間による要支給額
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
 - (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅹ))
 - (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅺ))
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（群馬整肢療護園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金－群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
 - ・賞与引当金－支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 群馬整肢療護園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	68,557,770	0	0	68,557,770
建物	1,392,613,748	2,160,000	81,042,210	1,313,731,538
合計	1,461,171,518	2,160,000	81,042,210	1,382,289,308

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物	高崎市足門町唐沢146-1他	228,041,353円
建物	高崎市足門町唐沢146-1他	878,986,102円
計		1,107,027,455円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

(独)福祉医療機構	20,000,000円
(独)福祉医療機構	300,312,000円
計	320,312,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	2,428,394,671	1,114,663,133	1,313,731,538
小計	2,428,394,671	1,114,663,133	1,313,731,538
その他の固定資産			
建物	1,994,480	1,397,123	597,357
構築物	53,376,720	37,322,646	16,054,074
車輛運搬具	6,310,245	6,310,241	4
器具及び備品	247,776,762	210,360,190	37,416,572
有形リース資産	40,130,640	25,504,200	14,626,440
小計	349,588,847	280,894,400	68,694,447
合計	2,777,983,518	1,395,557,533	1,382,425,985

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	227,344,094	0	227,344,094
合計	227,344,094	0	227,344,094

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（群馬整肢療護園 発達支援センター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－ 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金－ 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 群馬整肢療護園発達支援センター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	16,808,398	16,219,321	589,077
器具及び備品	372,487	372,485	2
小計	17,180,885	16,591,806	589,079
合計	17,180,885	16,591,806	589,079

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	7,533,136	0	7,533,136
合計	7,533,136	0	7,533,136

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（乳児院 愛育乳児園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－ 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金－ 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 愛育乳児園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	27,944,998	0	0	27,944,998
建物	210,357,293	0	14,506,081	195,851,212
合計	238,302,291	0	14,506,081	223,796,210

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	240,505,325	44,654,113	195,851,212
小計	240,505,325	44,654,113	195,851,212
その他の固定資産			
構築物	17,756,501	4,149,805	13,606,696
車輛運搬具	3,432,526	2,810,986	621,540
器具及び備品	10,912,677	10,617,713	294,964
小計	32,101,704	17,578,504	14,523,200
合計	272,607,029	62,232,617	210,374,412

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,844,424	0	18,844,424
未収補助金	52,422	0	52,422
合計	18,896,846	0	18,896,846

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（障害者支援施設 大地拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金一 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 大地拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙 3 (㊸)）
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙 3 (㊹)）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	72,251,933	0	0	72,251,933
建物	181,596,949	0	9,913,716	171,683,233
合計	253,848,882	0	9,913,716	243,935,166

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

建物	高崎市足門町字春名原287-5	181,596,949円
----	-----------------	--------------

計	181,596,949円
---	--------------

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

(独)福祉医療機構	8,480,000円
-----------	------------

計	8,480,000円
---	------------

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	493,470,806	321,787,573	171,683,233
小計	493,470,806	321,787,573	171,683,233
その他の固定資産			
建物	4,743,185	2,789,148	1,954,037
構築物	33,588,902	27,197,061	6,391,841
車輛運搬具	7,590,208	7,423,497	166,711
器具及び備品	45,736,767	36,890,623	8,846,144
小計	91,659,062	74,300,329	17,358,733
合計	585,129,868	396,087,902	189,041,966

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	43,431,229	0	43,431,229
未収補助金	23,700,000	0	23,700,000
合計	67,131,229	0	67,131,229

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（つばさ拠点区分用）

1. 重要な会計方針
該当なし

2. 重要な会計方針の変更
該当なし

3. 採用する退職給付制度
該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
該当なし

5. 基本財産の増減の内容及び金額
基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,076,406	0	0	20,076,406
建物	123,407,310	0	6,805,680	116,601,630
合計	143,483,716	0	6,805,680	136,678,036

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	123,407,310	6,805,680	116,601,630
小計	116,601,630	6,805,680	116,601,630
その他の固定資産			
構築物	14,277,017	1,377,777	12,899,240
器具及び備品	3,068,931	519,496	2,549,435
小計	17,345,948	1,897,273	15,448,675
合計	133,947,578	8,702,953	132,050,305

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,893,935	0	2,893,935
合計	2,893,935	0	2,893,935

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（通所生活介護事業所ライフサポートのどか拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金一 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金一 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ライフサポートのどか拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	20,984,600	0	0	20,984,600
建物	84,845,265	0	4,471,589	80,373,676
合計	105,829,865	0	4,471,589	101,358,276

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	109,999,559	29,625,883	80,373,676
小計	109,999,559	29,625,883	80,373,676
その他の固定資産			
構築物	6,723,020	3,692,181	3,030,839
車輛運搬具	6,406,038	4,573,485	1,832,553
器具及び備品	5,106,592	5,106,575	17
小計	18,235,650	13,372,241	4,863,409
合計	128,235,209	42,998,124	85,237,085

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	9,051,710	0	9,051,710
合計	9,051,710	0	9,051,710

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ひかりの里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等一償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品一定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金一 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
 - ・賞与引当金一 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) ひかりの里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	175,577,800	0	0	175,577,800
建物	523,897,915	0	33,863,242	490,034,673
合計	699,475,715	0	33,863,242	665,612,473

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

基本財産 建物	490,034,673円
基本財産 土地	175,577,800円

計 665,612,473円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

独立行政法人福祉医療機構	164,940,000円
㈱東和銀行	94,826,000円

計 259,766,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	953,288,902	463,254,229	490,034,673
小計	953,288,902	463,254,229	490,034,673
その他の固定資産			
建物	2,387,188	840,115	1,547,073
構築物	39,193,698	34,097,089	5,096,609
車輛運搬具	19,341,954	17,152,292	2,189,662
器具及び備品	113,517,535	92,875,568	20,641,967
有形リース資産	14,175,979	10,266,870	3,909,109
その他の固定資産	40,000	0	40,000
小計	188,656,354	155,231,934	33,424,420
合計	1,141,945,256	618,486,163	523,459,093

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	57,887,774	0	57,887,774
合計	57,887,774	0	57,887,774

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（群馬整肢療護園 院内託児所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等－償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－ 群馬県社会福祉協議会の期末退職金積立額
- ・賞与引当金－ 支給対象期間による要支給額

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、群馬県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	20,606,124	0	1,889,482	18,716,642
合計	20,606,124	0	1,889,482	18,716,642

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	20,606,124	1,889,482	18,716,642
小計	20,606,124	1,889,482	18,716,642
その他の固定資産			
構築物	4,560,098	3,432,172	1,127,926
器具及び備品	3,025,996	3,025,983	13
小計	7,586,094	6,458,155	1,127,939
合計	28,192,218	8,347,637	19,844,581

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	220,000	0	220,000
合計	220,000	0	220,000

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（介護福祉士奨学給付金拠点区分用）

1. 重要な会計方針
該当なし
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
該当なし
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし